

第135号議案

島根県流域下水道事業の設置等に関する条例

(流域下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、島根県流域下水道事業（以下「流域下水道事業」という。）を設置する。

(財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、流域下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 流域下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号に規定する流域下水道をいう。）の名称、処理区及び流域関連公共下水道の処理区域の存する市（以下この項において「関係市」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	処理区	関係市
宍道湖流域下水道	東部処理区	松江市 安来市
	西部処理区	松江市 出雲市

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない流域下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土

地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、流域下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げる事務で知事が別に定めるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 支出負担行為に関する確認を行う事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 流域下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上県の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 知事は、流域下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度、4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

- 2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、流域下水道事業の経営状況を明らかにするため必要な事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、知事は、事故のやんだときから1月以内にこれを作成しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(島根県特別会計条例の一部改正)

2 島根県特別会計条例(昭和39年島根県条例第31号)の一部を次のように改正する。

本則中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

(島根県特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による改正前の島根県特別会計条例に基づく島根県流域下水道特別会計に所属する権利及び義務は、流域下水道事業に係る法に基づく特別会計に帰属するものとする。

(島根県流域下水道条例の一部改正)

4 島根県流域下水道条例(昭和56年島根県条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例

第1条中「設置及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第2条を削る。

第3条中「法第25条の18第1項」を「下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の18第1項」に、「第7条まで」を「第6条まで」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第3条とし、第5条を第4条とする。

第6条中「第4条」を「第3条」に改め、同条第2号中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。